

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達件名 大阪大学特定建築物等定期報告業務
(詳細は業務委託仕様書のとおり)
- (2) 業務期間 契約日～令和7年2月28日
- (3) 業務位置 詳細は業務委託仕様書のとおり

2. 見積参加資格

以下の(1)及び(2)を満たしていること。

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規程に該当しない者であること。
- (2) 平成21年度以降に、元請として完了した建築基準法第12条第1項の規定に基づく特定建築物等定期調査並びに定期調査報告書及び定期調査報告概要書の作成業務の実績を有すること(契約書等の証明書類を提出のこと)。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学 施設部企画課施設管理係
電話06-6879-7116
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)にて交付します。またインターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和6年6月7日 17時00分
見積書は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に調達件名、氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び提出期限日を明記して下さい。なお、ファクシミリ、電子メール、電報、電話その他の方法による見積は認めておりません。

4. その他

(1) 契約保証金 免除

ただし落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を本学に支払わなければならない。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

業務委託仕様書

業務名称 大阪大学特定建築物等定期報告業務

令和6年4月

大阪大学施設部					
部長	課長	課長補佐	係長	主任	係員
					

業 務 委 託 仕 様 書

1. 業務名称 大阪大学特定建築物等定期報告業務

2. 業務位置

■定期報告

豊中団地	大阪府豊中市待兼山町1-1
吹田1団地	大阪府吹田市山田丘2-1
吹田2団地	大阪府吹田市山田丘1-1
箕面団地	大阪府箕面市船場東3-5-10
中之島団地	大阪府大阪市北区中之島4-3-53
宮山1団地	大阪府豊中市宮山町3-24-1
山田団地	大阪府吹田市五月が丘北2-9
緑丘団地	大阪府豊中市西緑丘1
豊中東団地	大阪府豊中市西緑丘2-2
小野原1団地	大阪府箕面市小野原東5-5-15
桃山台団地	大阪府吹田市桃山台2-7
津雲台2団地	大阪府吹田市津雲台3丁目

■建築物外壁診断調査

豊中団地	大阪府豊中市待兼山町1-1
吹田1団地	大阪府吹田市山田丘2-1
山田団地	大阪府吹田市五月が丘北2-9

3. 業務完了期限 令和7年2月28日(金)

4. 業務費の支払い 業務完了確認後、1回に支払うものとし、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

5. 業務対象

■定期報告

別紙1及び配置図による。

■建築物外壁診断調査

別紙2及び配置図による。

6. 業務内容(受注者は、本業務委託仕様書及び「8. 特記事項(3)その他 ⑩参考文献」に基づき業務を実施すること。)

■定期報告

- (1) 建築基準法第12条第1項の規定に基づく特定建築物定期調査並びに定期調査報告書及び定期調査報告概要書の作成を行う。ただし、建築物定期調査項目番号2.(11)「外装仕上げ材等」の打診調査については、下記による。

・建築物外壁診断調査(本業務内)対象の建物

本業務内の建築物外壁診断調査より得られた結果に基づくものとする。

・建築物外壁診断調査（本業務内）対象外の建物

過去の建築物外壁診断調査より得られた結果に基づくものとする。

- (2) 建築基準法第12条第3項の規定に基づく建築設備定期検査、防火設備定期検査、並びに定期検査報告書及び定期検査報告概要書の作成を行う。建築設備定期検査、防火設備定期検査の検査仕様は別紙3による。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかる報告書及び報告概要書については、「8. 特記事項(2) 提供資料等」の内容を反映して作成し、(財)大阪建築防災センターへ提出する。
- (4) (財)大阪建築防災センターへ提出する団地毎の調査結果とは別に、棟毎に調査結果をまとめた報告書の作成を行う。

■建築物外壁診断調査

- (5) 建物外壁面のタイル等の劣化及び損傷の調査【建築物外壁診断予備調査及び建築物外壁診断本調査（外観目視法・赤外線装置法・部分打診法の診断方法を併用した全面外壁診断）】並びに業務報告書等の作成業務を実施する。

7. 提出書類

■定期報告

- (1) 次の書類を発注者へ提出する。

・定期報告業務計画書	1部
・定期報告業務写真	1部
・定期報告業務記録	1部
・建築物調査報告書	3部
・建築設備検査報告書※	3部
・防火設備検査報告書※	3部
・定期調査報告概要書	2部
・定期検査報告概要書(建築設備(昇降機を除く。))	2部
・定期検査報告概要書(防火設備)	2部
・「6. 業務内容(4)」の棟毎にまとめた報告書	1部
・※における不具合箇所棟毎にまとめた報告書(速報)	1部
・上記提出書類データ	

- (2) 上記提出書類の内、次の書類を(財)大阪建築防災センターに提出する。但し、大阪大学が別途発注により実施する「8. 特記事項(2) 提供資料等」の医学部附属病院建築設備検査報告書及び医学部附属病院防火設備検査報告書についても次の書類と合わせて提出する。

・建築物調査報告書	2部
・建築設備検査報告書	2部
・防火設備検査報告書	2部
・定期調査報告概要書	1部
・定期検査報告概要書(建築設備(昇降機を除く。))	1部
・定期検査報告概要書(防火設備)	1部

■建築物外壁診断調査

(3) 次の書類を発注者へ提出する。

- | | |
|-----------------|----|
| ・建築物外壁診断調査業務計画書 | 1部 |
| ・建築物外壁診断調査業務写真 | 1部 |
| ・建築物外壁診断調査業務記録 | 1部 |
| ・建築物外壁診断調査報告書 | 1部 |
| ・上記提出書類データ | |

8. 特記事項

(1) 留意事項

- ・本業務における調査作業等については、本学の運営や行事を考慮した作業計画を立て、発注者と事前に十分な協議を行うこと。
- ・「7. 提出書類」の作成にあたっては、記載事項について発注者と協議・確認を行うこと。
- ・「7. 提出書類(1)」における「※における不具合箇所の棟毎にまとめた報告書(速報)」については、令和6年12月20日(金)までに、発注者へ提出すること。
- ・「7. 提出書類(2)」の各報告書及び報告概要書については、令和6年11月15日(金)までに発注者へ提出すること。その後、発注者の承認(確認期間2週間程度)を受け、令和6年12月13日(金)までに(財)大阪建築防災センターへ提出すること。
- ・受注者(業務責任者及び業務担当者を含む)は、業務に関連して知り得た知識・情報及びその他の権利(法的権利を含む)又は個人の情報等について、他に漏洩してはならない。
- ・受注者は、業務の実施に当たり、故意又は過失により発注者の管理する財産に損害を与えた時は、原状回復すべきものとする。
- ・本学施設等に緊急性のある不良・異常等を発見した場合は、監督職員に報告し協議すること。
- ・本業務委託仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

(2) 提供資料等

- ・建築当時の設計図書、各建物平面図単線データ(CAD(HOC・JWW形式)ファイルもしくはPDFファイル)。
- ・大阪大学が別途発注により実施する医学部附属病院建築設備検査報告書、医学部附属病院防火設備検査報告書、建築物外壁診断調査報告書及びその他定期報告書作成に必要な各種点検記録。
- ・前年度報告書

(3) その他

① 業務責任者

- ・受注者は業務責任者を定め発注者の承諾を受ける。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- ・業務責任者は、定期調査有資格者及び定期検査有資格者かつ定期報告実務講習会を受講した者であること。

- ・業務責任者もしくは業務担当者において、一級建築士又は赤外線建物診断技能師の資格を有する者を含むこと。
 - ・業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。
 - ・業務責任者は、業務担当者に作業内容及び発注者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- ② 定期報告業務計画書及び建築物外壁診断調査業務計画書
- ・業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
 - ・全体工程案についてはすみやかに作成し、発注者に提出すること。建築物外壁診断調査は7月中に実施し、簡易報告書を提出すること。特定建築物定期調査、建築設備定期検査、防火設備定期検査の実施時期は原則8月から9月の間とする。
- ※その他の月の実施は発注者との協議による。
- ③ 定期報告業務記録及び建築物外壁診断調査業務記録
- ・発注者と協議した結果について記録を提出する。
- ④ 建築物外壁診断予備調査
- ・事前に現地予備調査を行い、日射状況、赤外線装置により調査できない部分、赤外線カメラの設置位置、伸縮目地・換気孔・雨樋等の位置、壁面の汚れ及び色彩の不連続箇所等を確認し、発注者に報告すること。
- ⑤ 建築物外壁診断本調査
- I. 外観目視法
- ・外観目視により外壁の剥落、欠損、白華現象、ひび割れ、錆水の付着、ふくれ、浮き、汚れ、水濡れ、その他について調査すること。
- II. 赤外線装置法
- ・赤外線装置によりタイル等の浮きの有無や程度等について調査すること。
- III. 部分打診法
- ・下記の箇所について手の届く部分について部分打診を行い、外壁の浮きの有無や程度等について調査すること。
 - a) 赤外線装置法による調査結果が健全と判断された部分を各壁面で1箇所（約1㎡程度）
 - b) 赤外線装置法による調査結果が浮きと判断された部分を各壁面で1箇所（約1㎡程度）
 - c) 特にタイルまたはモルタルの剥離の可能性が大きいと思われる開口部周辺、笠木及び窓台等の他の材質に接している部分、出隅部分・パラペット上端・庇及び窓台部分、コンクリート打継部及びエキスパンションジョイント部周辺の概ね1m以内
 - d) 赤外線装置法で測定できない部分や、測定上誤差を生じる恐れのある部位について外観目視により異常の認められた部分、欠損または剥落したタイル、モルタルの周辺、ひび割れ部の両側、白華部及びその上部、錆の流出部及びその上部概ね1m以内
- ⑥ 建築物外壁診断調査報告書
- I. 建物概要

- ・ 建築年、構造、階数、外壁材等

II. 調査結果

- ・ 調査概要、調査方法、調査者、調査日時、調査に使用した器具、調査できた範囲と調査できなかった範囲、調査できなかった理由、調査結果図（浮き部・健全部・調査できない部分、浮き面積、浮き率等を記入）、熱画像写真、可視画像写真等

III. 総合所見

- ・ 調査により得られた資料に基づき、総合所見を提示する。

⑦ 業務管理

- ・ 契約図書に適合する業務を完了するために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。
- ・ 調査診断を行う際、建物使用者や通行者等に危険が及ばぬよう、安全管理には万全を期すこと。また、調査完了に際しては、後片付け及び清掃を行うこと。
- ・ 施設への立入りに先立ち、発注者の承諾を受けること。
- ・ 事故発生時には速やかに下記の緊急連絡先に連絡すると共に、発注者の定める様式により報告を行うこと。
 - a. 勤務時間内（平日の8時30分～17時15分）：施設部事務室
 - b. 勤務時間外（休日等）：本部棟警備室

⑧ 服装等

- ・ 業務関係者は、名札又は腕章を付けて業務を行う。

⑨ 業務の完了確認

- ・ 受注者は「7. 提出書類」に記載の書類を発注者に提出し、完了の確認を受けるものとする。

⑩ 受注範囲

- ・ 業務に必要な用具及び消耗品並びに業務の実施に必要な電気・ガス・水道等の使用に係る費用等
- ・ 報告書を（財）大阪建築防災センターに提出する際の支援サービス料

⑪ 参考文献

- ・ 令和4年度 特定建築物調査者必携
－大阪建築防災センター－
- ・ 令和4年度 建築設備検査者必携
－大阪建築防災センター－
- ・ 令和4年度 防火設備検査者必携
－大阪建築防災センター－
- ・ 特定建築物定期調査業務基準 2021年改訂版
－日本建築防災協会－
- ・ 防火設備定期検査業務基準 2020年改訂版
－日本建築防災協会－
- ・ 建築設備定期検査業務基準書 2023年版
－日本建築設備・昇降機センター－
- ・ タイル外壁及びモルタル塗り外壁 定期的診断マニュアル（第4版）
－公益社団法人ロングライフビル推進協会（BELCA）編－

定期報告を要する建物

別紙1-1

建築基準法12条第1項の対象建物(特定建築物)

管理部門	団地	棟番号	棟名称	建築年	構造	延面積	備考
共同住宅							
財務部資産管理課ハウジング係	豊中	188	国際交流会館AB棟	S53	R6	3,945㎡	
	豊中	232	国際交流会館C棟	H7	R7	3,118㎡	
	緑丘	001	緑丘宿舎1号棟	S51	R4	1,083㎡	
	緑丘	002	緑丘宿舎2号棟	S51	R4	1,083㎡	
	豊中東	001	豊中東合同宿舎1号棟	S48	R4	1,512㎡	
	豊中東	002	豊中東合同宿舎2号棟	S48	R4	1,512㎡	
	豊中東	003	豊中東合同宿舎3号棟	S48	R4	1,244㎡	
	豊中東	004	豊中東合同宿舎4号棟	S48	R4	1,244㎡	
	豊中東	005	豊中東合同宿舎5号棟	S48	R4	1,512㎡	
	豊中東	006	豊中東合同宿舎6号棟	S48	R4	1,512㎡	
	小野原1	001	箕面合同宿舎1号棟	S60	R5	1,582㎡	
	桃山台	001	桃山台合同宿舎14号棟	S45	R4	1,154㎡	
	吹田1	210	春日丘ハウス	H21	R3	3,024㎡	内共同住宅2651.99㎡
医学部附属病院	吹田2	053	看護師宿舎1号棟	H5	R5	1,674㎡	
	吹田2	054	看護師宿舎2号棟	H5	R5	1,603㎡	
	吹田2	055	看護師宿舎3号棟	H5	R5	1,603㎡	
	吹田2	056	看護師宿舎4号棟	H5	R5	1,526㎡	
						共同住宅合計	29,931㎡
						総合計	29,931㎡

定期報告を要する建物

建築基準法12条第3項の対象建物（建築設備）

管理部署	団地	棟番号	棟名称	建築年	構造	延面積	備考	
病院								
1	歯学部附属病院	吹田2	019	歯学部・同附属病院本館	S57.59.62.H1	R5.S1	10,859㎡	病院部分
2		吹田2	078	先端口腔総合診療棟	H19	R4-1	4,813㎡	
						病院合計	15,672㎡	
事務所								
3	共創推進部(社会連携課)	中之島	001	中之島センター	H15	S10-2	8,158㎡	
						事務所合計	8,158㎡	
寄宿舍								
4	財務部資産管理課ハウジング係	宮山1	001	学生寄宿舍(清明寮)	S39.40	R4	4,088㎡	
5		山田	001	吹田留学生会館	S46.60	R3	2,080㎡	
6		津葉台2	001	国際学生宿舎	S42	R5-1	2,963㎡	
						寄宿舍合計	10,954㎡	
						総合計	34,784㎡	

※点検仕様は、別紙3による。

定期報告を要する建物

建築基準法12条第3項の対象建物（防火設備）

管理科目	団地	棟番号	棟名称	建築年	構造	延面積	防火扉設置	防火シャッター設置	防火シャッター内訳 (手動) (電動)	緊急クロック スクリーン 設置	備考
学校											
財務部(資産管理課資産課係)	豊中	014	大阪大学会館	S3	R5	4,237㎡	4	3	3		
	吹田2	064	コンベンションセンター	H6	R3	3,660㎡	7				
	豊中	282	文理融合型研究棟	H28	S7	7,574㎡	6	6	6		
教育・学生支援部 (学生・キャリア支援課)	豊中	164	豊中福利会館	S52,H24	R4,S4	2,420㎡	5				
	吹田2	062	体育館	H4	R2	3,100㎡		2	2		
	吹田2	060	ボプラ通り福利会館(情報科学C棟)	H27	S7	4,867㎡	16				
研究推進部(研究推進課製薬系)	吹田2	100	共創イノベーション棟	H29	S7	4,560㎡	7	2	2		
	吹田1	173	産学共創B棟	H8	R5	2,017㎡	5				
	吹田1	174	産学共創C棟	H8	R5	1,889㎡	10				
	吹田1	175	産学共創D棟	H10	R6	4,006㎡	12				
	吹田1	180	産学共創A棟	H15	R6	4,255㎡	6	6	6		
共創推進部(共創企画課会計系)	吹田1	203	テクノアライアンスAB棟	H22	S8	12,330㎡	6				3
	吹田1	227	テクノアライアンスC棟	H30	S9	4,893㎡	1	1	1		
	吹田2	014	大阪大学本部	S05	R6-1	6,591㎡	15				
財務部(資産管理課資産課係)	吹田2	072	30ホール	H14	R6-1	2,851㎡	4				
	豊中	245	サイバーメディアセンター-豊中教育研究棟	H14	R7-1	7,218㎡	15	17	17		
サイバーメディアセンター	吹田1	091	サイバーメディアセンター-本館	S47	R9-1	3,490㎡	3				
施設部(施設課)	豊中	203	豊中コロン	S57	R3	1,140㎡	3				
先端学フロンティア研究センター	吹田1	208	IFRoG研究棟	H22	R6	6,585㎡	17				
全学教育推進機構	豊中	028	全学教育棟C棟	S27,H44,H45,H46	R4,S4	5,894㎡	7	10	10		
	豊中	214	全学教育棟A棟Ⅰ	S00	R6	3,335㎡	5				豊中214、218同一棟
	豊中	218	全学教育棟A棟Ⅱ	S61	R6	3,528㎡	5				豊中214、218同一棟
	豊中	226	全学教育棟B棟Ⅰ	H4	R6	3,071㎡	10				豊中226、231、237同一棟
	豊中	231	全学教育棟B棟Ⅱ	H6	R5	2,266㎡	5				豊中226、231、237同一棟
	豊中	237	全学教育管理・演義A棟	H7	R6	3,869㎡	7	17	17		豊中226、231、237同一棟
	豊中	240	全学教育棟B棟	H9,H12,H19	R9-1	6,833㎡	3	12	12		
附属図書館	豊中	048	総合図書館棟	S25,H7,H8	R5-1	15,925㎡	14	64	59	5	6
	吹田1	079	理工学図書館 西館	S45,H15	R9-1	2,791㎡	6	3	3	7	吹田1 079、160同一棟
	吹田1	160	理工学図書館 東館	S61	R3	2,423㎡	3				吹田1 079、160同一棟
	吹田2	047	生命科学図書館	H3	R6	6,481㎡		19	19	8	
人文学研究所 高等司法研究所 法学研究所 経済学研究所 (複数部局管理)	豊中	049	文法館本館	S35,H2	R4	16,158㎡	26				5
	豊中	167	芸術研究棟	S47,H6	R4,S4	1,438㎡	4				
	豊中	198	法務研究棟	S47,H3	R3,S4	2,009㎡	6	2	2		
	豊中	208	文法館副館棟	S56	R4	2,037㎡	4				豊中208、221同一棟
	豊中	221	文日半学棟	S65	R4	772㎡	4				豊中208、221同一棟
	豊中	241	OSPP棟	H10,H11	R6	3,716㎡	12	1	1		
	豊中	244	法経研究棟	H12	R7-1	6,816㎡	17	1	1		
	豊中	252	豊中総合学館	H19	R7	7,208㎡	8				
人間科学研究所	吹田2	005	人間科学本館	S56	R5	7,472㎡	19				
	吹田2	020	人間科学北館	S57	R5	1,561㎡	5				
	吹田2	070	人間科学東館	H16	R5	4,266㎡	4	9	9		
	豊中	192	理学本館(A・B・C・D棟)	S44,H1,H2,H3,H4	R5,R1	26,070㎡	40	15	15		
理学研究所	豊中	183	理学E棟	S02	R5	3,209㎡	5				
	豊中	210	自然科学センター分館	S09,H6	R4	2,139㎡	5				
	豊中	220	理学F棟	H7,H9	R1,R4	5,723㎡	62	2	2		
	豊中	243	理学G棟	H12	R7-1	7,465㎡					理学F棟に含む
	豊中	246	理学H棟	H15	R7-1	5,637㎡					理学F棟に含む
	豊中	250	教育研究交流棟(理学J棟)	H29	R5	3,112㎡	5	2	2		
	豊中	268	両社洋科学棟	R4	R9-1	1,676㎡	3				
保健学科	吹田2	065	保健学北館・南館・中央館・演義棟	H8-9	R5-1	13,412㎡	29	22	1	21	
	吹田2	068	ボーダレスデザイン医学研究センター	H28	R3	1,177㎡	3				
歯学研究所・歯附属病院	吹田2	077	口腔科学研究棟	H19	R5-1	3,854㎡	12				
薬学研究所	吹田2	001	薬学1号館	S49	R5	3,485㎡	16				
	吹田2	066	薬学2号館	H8	R5	3,484㎡		9	9		
吹田2	106	薬学4号館	R4	S4	3,386㎡	9	2	2	2	2	

管理区分	団地	棟番号	棟名称	建築年	構造	延面積	防火扉数	防火シャッター数	防火シャッター内訳 (手動) (電動)	防火クロス スリールン 敷設	備考
57		吹田1 048	工学A1棟	S44	R5	3,048㎡	1	5			
58		吹田1 050	センテラス	S44.03.04.23	R3.57	5,736㎡	6	3	3		(教育・学生支援部)
59		吹田1 051	工学E5棟	S44.48	R3	1,149㎡	3				吹田1 051～057同一棟
60		吹田1 052	E4E5通り廊下	S44	R3	28㎡					吹田1 051～057同一棟
61		吹田1 053	工学E4棟	S44	R4	2,358㎡	3				吹田1 051～057同一棟
62		吹田1 054	E3E4通り廊下	S44	R4	39㎡					吹田1 051～057同一棟
63		吹田1 055	工学E3棟	S44	R3	3,591㎡	11				吹田1 051～057同一棟
64		吹田1 056	E2E3通り廊下	S44	R4	39㎡					吹田1 051～057同一棟
65		吹田1 057	工学E2棟	S44.30.H14.17	R4	2,827㎡	3				吹田1 051～057同一棟
66		吹田1 061	工学P2棟	S44	R4	3,695㎡	4				吹田1 061, 062同一棟
67		吹田1 062	工学P1棟	S44	R3	307㎡					吹田1 061, 062同一棟
68		吹田1 071	工学M1棟	S45	R3	7,644㎡	9	1	1		
69		吹田1 078	工学S1棟	S45.H17	R3	4,042㎡	8			1	
70		吹田1 135	工学AR棟	S55.56	R7	4,037㎡	7				
71		吹田1 141	バイオテクノロジー国際交流棟(1)	S55	R4	1,560㎡	4				(生物工学国際交流センター)
72		吹田1 163	工学M4棟	S53	R5	3,505㎡	5				
73		吹田1 169	工学E6棟	H4.22	R3	4,066㎡	16	2		2	
74		吹田1 170	工学H4棟	H4	R3	1,200㎡	2	1		1	
75		吹田1 177	工学U1W棟	H14	S5-1	5,151㎡	21	13	6	7	
76		吹田1 181	21世紀プラザ	H15	R5-1	3,178㎡	6	4		4	
77		吹田1 182	工学U1E棟	H15	S15-1	11,064㎡	49				
78		吹田1 186	工学F1棟	H17	R4	1,756㎡	8				
79		吹田1 188	工学F2棟	H19	S4	1,230㎡	3				
80		吹田1 201	フォニクスセンター棟	H22	R3	4,900㎡	2				
81		吹田1 217	バイオテクノロジー国際交流棟(2)	H25	R5	3,067㎡	5				(生物工学国際交流センター)
82		吹田1 220	工学M3棟	H25	R5	4,856㎡	5				
83		吹田2 032	R0総合センター本館	S55	R3	2,125㎡	4				吹田2 032, 031同一棟
84		吹田2 061	R0総合センター新棟	H6	R3	1,123㎡	3				(R0総合センター)
85		吹田1 015	工学C2棟(1)	S43	R3	1,724㎡	3				
86		吹田1 016	工学C4棟	S43.H18	R3	4,356㎡	6				
87		吹田1 027	工学R2棟	S43	R7	6,218㎡	7	5	5		
88		吹田1 028	工学R1棟	S43.44	R3	2,913㎡	4	4	4		
89		吹田1 184	工学U31棟	H17	R5	2,556㎡	9				
90		吹田1 066	工学U1M棟	S45.46.53	R3	2,942㎡	7				
91		吹田1 088	工学C3棟	S45.H19	R5	1,382㎡	5				
92		吹田1 089	IoTプラザ	R5	R5	2,826㎡	5	4		4	
93		豊中 056	基礎工学本館(A-B-C-D-E-F棟)	S37-41.44	R5	29,132㎡	63	12	5	7	1
94		豊中 145	基礎工学G棟	S47	R3	3,468㎡	5				6
95		豊中 185	基礎工学H棟	S52	R5	1,201㎡	10				
96		豊中 228	基礎工学I棟	H4	R5	1,851㎡	5				
97		豊中 242	基礎工学J棟	H11	R3-1	6,376㎡	8				
98		豊中 190	言語文化D棟	S54	R4	3,600㎡	12				
99		豊中 229	言語文化A棟	H8	R6	2,901㎡	6				
100		箕面 001	外国語研究棟	R3	SRC10	24,937㎡	71	4		4	
101		吹田2 014	情報科学A棟	H16	R6	5,751㎡	18	17		17	
102		吹田2 082	情報科学B棟	H20	S7-1	6,593㎡	16				
103		吹田2 093	情報科学C棟(ボプラ通り福利会館)	H27	S7	6,587㎡					ボプラ通り福利会館に含む
104		吹田2 026	生命機能B棟	S55	R3	2,393㎡	3			3	吹田2 026～028同一棟
105		吹田2 027	生命機能C棟	S59.60	R3	1,982㎡					吹田2 026～028同一棟
106		吹田2 028	生命機能A棟	S60.H21	R3	1,293㎡	3	3		3	吹田2 026～028同一棟
107		吹田2 073	生命機能ナノバイオロジー棟	H15	R8	6,195㎡	32				
108		吹田2 098	生命システム棟	H26	S10	6,095㎡	11				
109		吹田1 008	薬研本館(1)(2)	S42	R7	6,397㎡	10				
110		吹田1 123	薬研薬物実験B棟	S53	R4	1,425㎡	4				
111		吹田1 128	薬研北館	S54	R3	1,252㎡	3				
112		吹田1 132	薬研総合生共同実験室	S54	R4	550㎡	3				
113		吹田1 216	最先端感染症研究棟	H25	S9	7,448㎡	17				
114		吹田1 036	薬研第1研究棟	S43	R5	10,955㎡	31				5
115		吹田1 122	薬研ライナック棟	S53	R2-2	3,013㎡	1				
116		吹田1 153	薬研総合分析センター	S58	R3	989㎡	3				
117		吹田1 176	薬研第2研究棟	H13	R9-1	4,716㎡	29				
118		吹田1 179	ナノテクノロジー総合研究棟	H15	R8	4,254㎡	26	1	1		
119		吹田1 199	ナノテクノロジーセンター	H21	S5-1	5,681㎡	12				
120		吹田1 002	蛋白質本館	S47	R9	7,854㎡	9				
121		吹田1 137	蛋白質構造解析研究棟	S55	R4	1,485㎡	3	1	1		
122		吹田1 126	社研A棟	S53	R5	2,010㎡	5				
123		吹田1 161	社研B棟	S52	R4	886㎡	4				
124		吹田1 111	融合研究棟	S55.55	R6	4,745㎡	12				
125		吹田1 134	融合研究多次元造形研究センター2号館	S55	R3	1,754㎡	3				
126		吹田1 142	融合研究多次元造形研究センター1号館	S52	R3	900㎡	3				

管理部署	所在地	棟番号	棟名称	建築年	構造	延面積	防火扉数	防火シャッター数	防火シャッター内訳 (手動) (電動)	最大クロス スライド 長さ	備考	
127 総合学術博物館 (共新館追加博物館・運動記念センター事務室合計係)	豊中	118	特選山科学校	56	R3	2,378㎡	7	5	5			
128 キャンパスライフ健康支援センター	豊中	212	健康体育研究棟	99	R3	1,075㎡	3					
129 植物学研究所	吹田1	097	植物学部AVFサイクロロン棟	847.90	R3-1	4,078㎡	3	1	1			
	吹田1	110	植物学部本館	549	R6	1,638㎡	8	1		1		
	吹田1	165	植物学部リングサイクロロン棟(1)	H2	R3	4,904㎡					吹田1 165, 166同一棟	
	吹田1	166	植物学部リングサイクロロン棟(2)	H2	R3-1	2,455㎡	3				吹田1 165, 166同一棟	
133 レーザー科学研究所	吹田1	125	レーザー研究棟	550.95.60	R4-1	4,504㎡	11					
	吹田1	143	超伝導フォトリソクス実験棟	S08	R3	547㎡	3					
	吹田1	145	超大型レーザー実験棟	S08	R4	15,627㎡	29					
	吹田1	146	レーザー研ベレット棟	S08	R5-1	1,163㎡	4					
学部合計							1248	317	194	133	44	
事務所												
137 共創推進部(社会連携課)	中之島	001	中之島センター	H1F	S10-2	3,150㎡	3	0	0			
事務所合計							3	0	0			
病院												
138 歯学部附属病院	吹田2	019	歯学部・同附属病院本館	1971.10.14.15	R5.S1	26,482㎡	71	0	0	16		
139	吹田2	078	先端口腔総合診療棟	H19	R6-1	4,812㎡	12					
病院合計							83	0	0	16		
学生会												
140	山田	001	吹田留学生会館	S49.90	R3	2,080㎡	3					
141 財務部資産管理課ハウジング課	箕山1	001	清明寮(学生寄宿舎)	S00.40	R6	4,096㎡	16					
142	箕山2	001	国際学生会舎	S42	R5-1	2,963㎡	20					
学生会合計							29					
総合計							1373	334	194	160	60	

※点検仕様は、別紙による。

建築物外壁診断調査 対象建物

用途	団地	棟番号	棟名称	建築年	構造	延床面積(m ²)	備考
1 学校	吹田1	176	産研第2研究棟	H12	R6-1	6,716	
2 学校	豊中	59	基礎工学本館(A・B・C・D・E・F棟)	S37-44	R5,S1	29,133	
3 学校	豊中	152	理学本館(A・B・C・D棟)	S38-H21	R5,S1	20,061	
4 寄宿舍	山田	1	吹田留学生会館	S49.60	R3	2,080	

建築基準法第12条第3項の規定に基づき毎年行う建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置）の検査仕様

- ・建築設備の検査仕様は参考資料であり、法に基づき設備の有無を確認すること。
- ・以下の表における「番号」は、国土交通省告示第285号に定められている点検項目に対応している。

※1. 3年にわたって検査を行ってもよいとされている国土交通告示285号に定められる項目に関して、令和4年度及び令和5年度に検査を行っていない建築設備について検査を行うこと。

吹田2団地、豊字郡・同附属病院本館、先端口腔総合診療棟

1. 機械換気設備

(1) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）

番号	検査項目	検査
(1)～(8)	換気設備の外観	要
(9)～(11)	換気設備の性能(※1)	要
(12)～(16)	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	要
(17)～(22)	空気調和設備の性能(※1)	要

(2) 換気設備を設けるべき調理室等

番号	検査項目	検査
(1)～(8)	自然換気設備及び機械換気設備	要
(9)	自然換気設備	要
(10)～(13)	機械換気設備	要

(3) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(9)	防火ダンパー等	要

2. 機械排煙設備

(1) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー、令第126条の2項第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(5)	排煙機の外観	要
(6)～(10)	排煙機の性能	要
(11)～(15)	機械排煙設備排煙口の外観	要
(16)～(17)	機械排煙設備排煙口の性能	要
(18)～(20)	機械排煙設備排煙口の性能(※1)	要
(21)～(25)	機械排煙設備の排煙風道	要
(26)～(31)	防火ダンパー	要
(32)～(36)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	不要
(37)～(39)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	不要
(40)～(43)	特殊な構造の排煙設備の給気風道	不要
(44)～(45)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	不要
(46)～(49)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	不要
(50)～(52)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	不要

(2) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー

番号	検査項目	検査
(1)~(2)	令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	不要
(3)~(32)	加圧防排煙設備	不要

(3) 令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)~(6)	可動防煙壁	要

(4) 予備電源

番号	検査項目	検査
(1)~(12)	自家用発電装置の状況	要
(13)~(17)	自家用発電装置の性能	要
(18)~(25)	直結エンジンの外観	不要
(26)~(27)	直結エンジンの性能	不要

3. 非常用の照明装置

(1) 照明器具

番号	検査項目	検査
(1)	非常用の照明器具	要

(2) 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)~(2)	予備電源	要
(3)	照度	要
(4)	分電盤	要
(5)	配線	要

(3) 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)~(4)	配線	要
(5)~(6)	切替回路	要

(4) 電池内蔵形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)~(2)	配線及び充電ランプ	要

(5) 電源別置形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)~(3)	蓄電池室の状況	要
(4)~(6)	蓄電池の性能	要
(7)~(8)	充電器	要

(6) 自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)~(12)	自家用発電装置の状況	要
(13)~(17)	自家用発電装置の性能	要

1. 機械換気設備

(1) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室
(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)

番号	検査項目	検査
(1)~(8)	換気設備の外観	要
(9)~(11)	換気設備の性能(※1)	要
(12)~(16)	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	不要
(17)~(22)	空気調和設備の性能	不要

(2) 換気設備を設けるべき調理室等

番号	検査項目	検査
(1)~(8)	自然換気設備及び機械換気設備	要
-9	自然換気設備	不要
(10)~(13)	機械換気設備	要

(3) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等

番号	検査項目	検査
(1)~(9)	防火ダンパー等	要

2. 機械排煙設備

(1) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)~(5)	排煙機の外観	要
(6)~(10)	排煙機の性能	要
(11)~(15)	機械排煙設備排煙口の外観	要
(16)~(17)	機械排煙設備排煙口の性能	要
(18)~(20)	機械排煙設備排煙口の性能(※1)	要
(21)~(25)	機械排煙設備の排煙風道	要
(26)~(31)	防火ダンパー	要
(32)~(36)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	不要
(37)~(39)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	不要
(40)~(43)	特殊な構造の排煙設備の給気風道	不要
(44)~(45)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	不要
(46)~(49)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	不要
(50)~(52)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	不要

(2) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー

番号	検査項目	検査
(1)~(2)	<small>令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口</small>	要
(3)~(32)	加圧防排煙設備	不要

(3) 令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)~(6)	可動防煙壁	不要

(4) 予備電源

番号	検査項目	検査
(1)~(12)	自家用発電装置の状況	不要
(13)~(17)	自家用発電装置の性能	不要
(18)~(25)	直結エンジンの外観	不要
(26)~(27)	直結エンジンの性能	不要

3. 非常用の照明装置

(1) 照明器具

番号	検査項目	検査
(1)	非常用の照明器具	要

(2) 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)~(2)	予備電源	要
(3)	照度	要
(4)	分電盤	要
(5)	配線	要

(3) 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)~(4)	配線	要
(5)~(6)	切替回路	要

(4) 電池内蔵形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)~(2)	配線及び充電ランプ	要

(5) 電源別置形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)~(3)	蓄電池室の状況	要
(4)~(6)	蓄電池の性能	要
(7)~(8)	充電器	要

(6) 自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)~(12)	自家用発電装置の状況	不要
(13)~(17)	自家用発電装置の性能	不要

1. 機械換気設備

(1) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室
(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)

番号	検査項目	検査
(1)~(8)	換気設備の外観	不要
(9)~(11)	換気設備の性能	不要
(12)~(16)	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	不要
(17)~(22)	空気調和設備の性能	不要

(2) 換気設備を設けるべき調理室等

番号	検査項目	検査
(1)~(8)	自然換気設備及び機械換気設備	要
(9)	自然換気設備	不要
(10)~(13)	機械換気設備	要

(3) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等

番号	検査項目	検査
(1)~(9)	防火ダンパー等	不要

2. 機械排煙設備

(1) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)~(5)	排煙機の外観	不要
(6)~(10)	排煙機の性能	不要
(11)~(15)	機械排煙設備排煙口の外観	不要
(16)~(17)	機械排煙設備排煙口の性能	不要
(18)~(20)	機械排煙設備排煙口の性能(※1)	不要
(21)~(25)	機械排煙設備の排煙風道	不要
(26)~(31)	防火ダンパー	不要
(32)~(36)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	不要
(37)~(39)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	不要
(40)~(43)	特殊な構造の排煙設備の給気風道	不要
(44)~(45)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	不要
(46)~(49)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	不要
(50)~(52)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	不要

(2) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー

番号	検査項目	検査
(1)~(2)	令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	不要
(3)~(32)	加圧防排煙設備	不要

(3) 令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)~(6)	可動防煙壁	不要

(4) 予備電源

番号	検査項目	検査
(1)~(12)	自家用発電装置の状況	不要
(13)~(17)	自家用発電装置の性能	不要
(18)~(25)	直結エンジンの外観	不要
(26)~(27)	直結エンジンの性能	不要

3. 非常用の照明装置

(1) 照明器具

番号	検査項目	検査
(1)	非常用の照明器具	要

(2) 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)~(2)	予備電源	要
(3)	照度	要
(4)	分電盤	要
(5)	配線	要

(3) 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)~(4)	配線	不要
(5)~(6)	切替回路	不要

(4) 電池内蔵形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)~(2)	配線及び充電ランプ	要

(5) 電源別置形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)~(3)	蓄電池室の状況	不要
(4)~(6)	蓄電池の性能	不要
(7)~(8)	充電器	不要

(6) 自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)~(12)	自家用発電装置の状況	不要
(13)~(17)	自家用発電装置の性能	不要

1. 換気設備

(1) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室
(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)

番号	検査項目	検査
(1)~(8)	換気設備の外観	不要
(9)~(11)	換気設備の性能	不要
(12)~(16)	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	不要
(17)~(22)	空気調和設備の性能	不要

(2) 換気設備を設けるべき調理室等

番号	検査項目	検査
(1)~(8)	自然換気設備及び機械換気設備	不要
(9)	自然換気設備	不要
(10)~(13)	機械換気設備	不要

(3) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等

番号	検査項目	検査
(1)~(9)	防火ダンパー等	不要

2. 機械排煙設備

(1) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)~(5)	排煙機の外観	不要
(6)~(10)	排煙機の性能	不要
(11)~(15)	機械排煙設備排煙口の外観	不要
(16)~(17)	機械排煙設備排煙口の性能	不要
(18)~(20)	機械排煙設備排煙口の性能(※1)	不要
(21)~(25)	機械排煙設備の排煙風道	不要
(26)~(31)	防火ダンパー	不要
(32)~(36)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	不要
(37)~(39)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	不要
(40)~(43)	特殊な構造の排煙設備の給気風道	不要
(44)~(45)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	不要
(46)~(49)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	不要
(50)~(52)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	不要

(2) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー

番号	検査項目	検査
(1)~(2)	令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	不要
(3)~(32)	加圧防排煙設備	不要

(3) 令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)~(6)	可動防煙壁	不要

(4) 予備電源

番号	検査項目	検査
(1)~(12)	自家用発電装置の状況	不要
(13)~(17)	自家用発電装置の性能	不要
(18)~(25)	直結エンジンの外観	不要
(26)~(27)	直結エンジンの性能	不要

3. 非常用の照明装置

(1) 照明器具

番号	検査項目	検査
(1)	非常用の照明器具	要

(2) 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)~(2)	予備電源	要
(3)	照度	要
(4)	分電盤	要
(5)	配線	要

(3) 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)~(4)	配線	不要
(5)~(6)	切替回路	不要

(4) 電池内蔵形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)~(2)	配線及び充電ランプ	要

(5) 電源別置形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)~(3)	蓄電池室の外観	不要
(4)~(6)	蓄電池の性能	不要
(7)~(8)	充電器	不要

(6) 自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)~(12)	自家用発電装置の状況	不要
(13)~(17)	自家用発電装置の性能	不要

建築基準法第12条第6項の規定に基づき毎年行う防火設備(防火扉、防火シャッター、耐火ガラス、グリーン・ドレンシャワーその他の水霧を形成する防火設備)の検査仕様

- ・防火設備の検査仕様は参考資料であり、法に基づき設備の有無を確認すること。
- ・以下の表における「番号」は、国土交通省告示第723号に定められている点検項目に対応している。

1. 防火扉

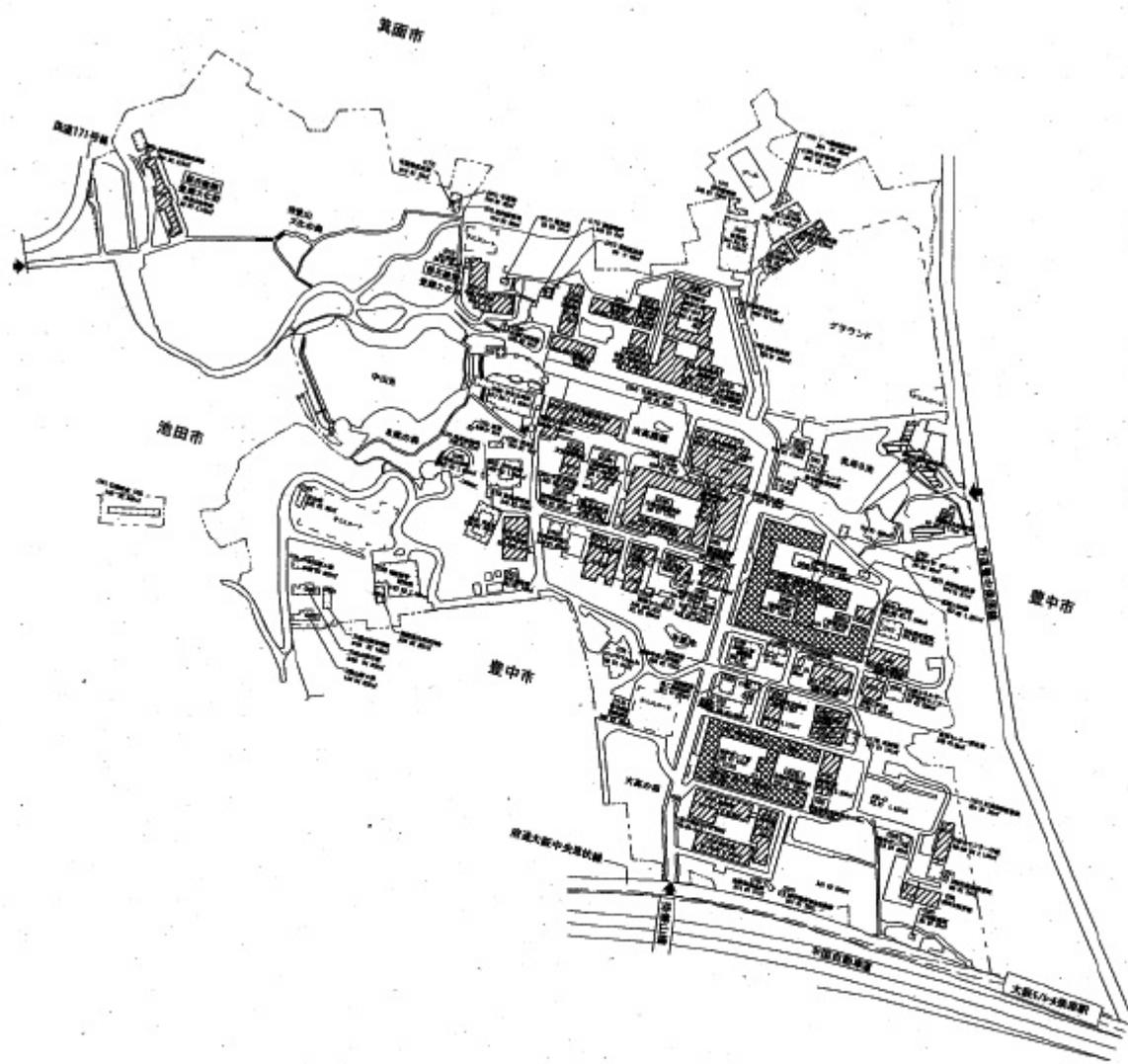
番号	検査項目	検査
(1)	設置場所の周囲状況	要
(2)~(3)	防火扉 扉、枠及び金物	要
(4)	危害防止装置	要
(5)~(6)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	要
(7)	温度ヒューズ装置	要
(8)~(11)	連動機構 連動制御器	要
(12)~(13)	連動機械用予備電源	要
(14)~(15)	自動閉鎖装置	要
(16)~(17)	総合的な作動の状況	要

2. 防火シャッター

番号	検査項目	検査
(1)	設置場所の周囲状況	要
(2)~(5)	駆動装置((2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る)	要
(6)~(7)	防火シャッター カーテン部	要
(8)	ケース	要
(9)	まぐさ及びガイドレール	要
(10)~(14)	危害防止装置	要
(15)~(16)	煙感知器、熱煙融合式感知器及び熱感知器	要
(17)	温度ヒューズ装置	要
(18)~(21)	連動機構 連動制御器	要
(22)~(23)	連動機械用予備電源	要
(24)	自動閉鎖装置	要
(25)	手動閉鎖装置	要
(26)~(27)	総合的な作動の状況	要

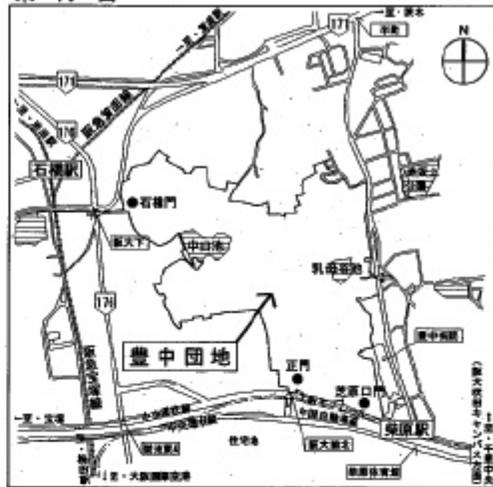
3. 耐火クロススクリーン

番号	検査項目	検査
(1)	設置場所の周囲状況	要
(2)	駆動装置	要
(3)~(4)	耐火クロスカーテン部	要
(5)	スクリーンケース	要
(6)	まぐさ及びガイドレール	要
(7)~(11)	危害防止装置	要
(12)~(13)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	要
(14)~(17)	連動制御器	要
(18)~(19)	連動機構 連動機構要予備電源	要
(20)	自動閉鎖装置	要
(21)	手動閉鎖装置	要
(22)~(23)	総合的な作動状況	要

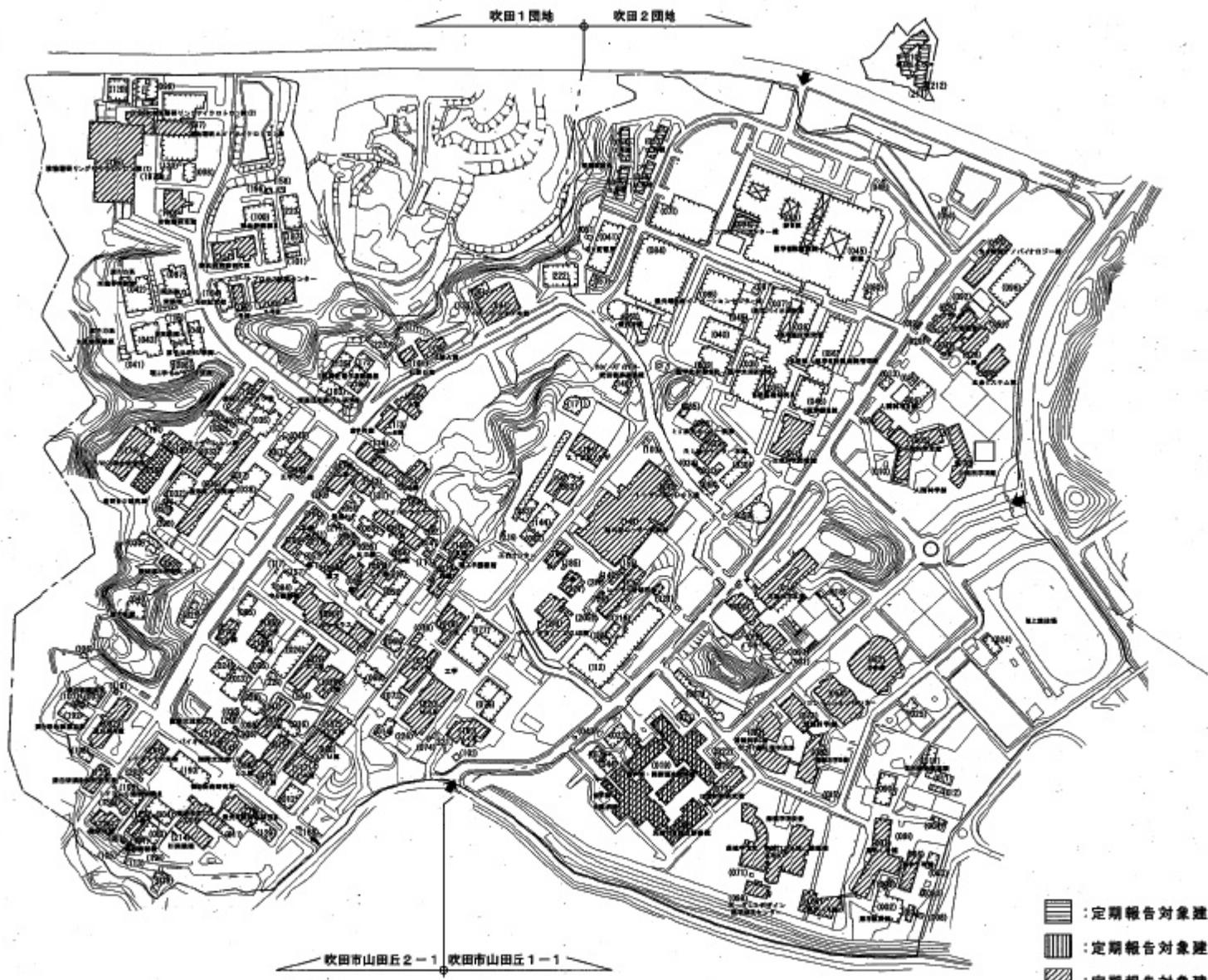


豊中団地配置図 S=1/5,000

案内図



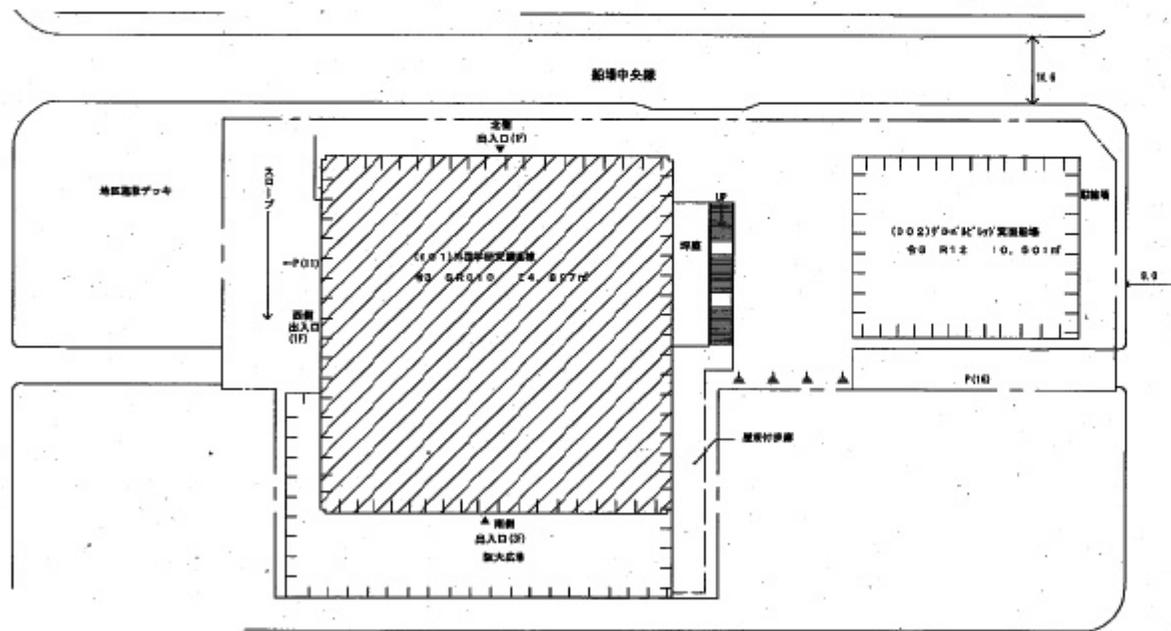
-  : 定期報告対象建物(特定建築物)を示す。
- (該当なし)  : 定期報告対象建物(遊園設備)を示す。
-  : 定期報告対象建物(防火設備)を示す。
-  : 建築物外壁診断調査を示す。



吹田団地配置図 S = 1 / 5,000

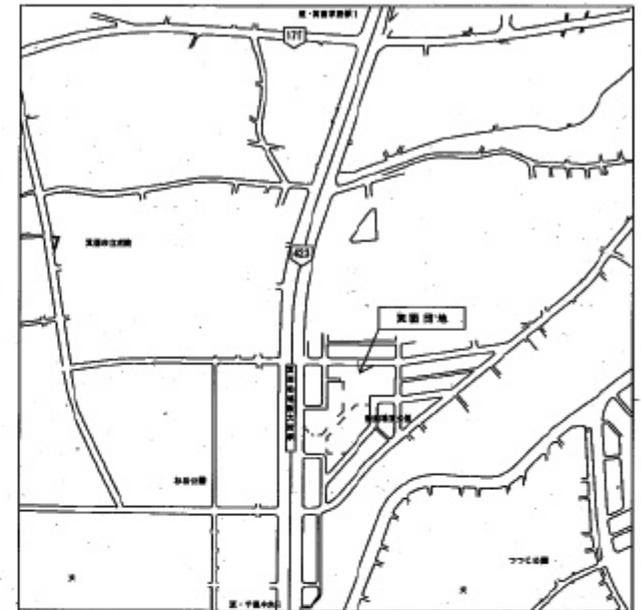
-  : 定期報告対象建物(特定建築物)を示す
-  : 定期報告対象建物(建築設備)を示す。
-  : 定期報告対象建物(防火設備)を示す。
-  : 建築物外壁診断調査を示す。

S=1:2000

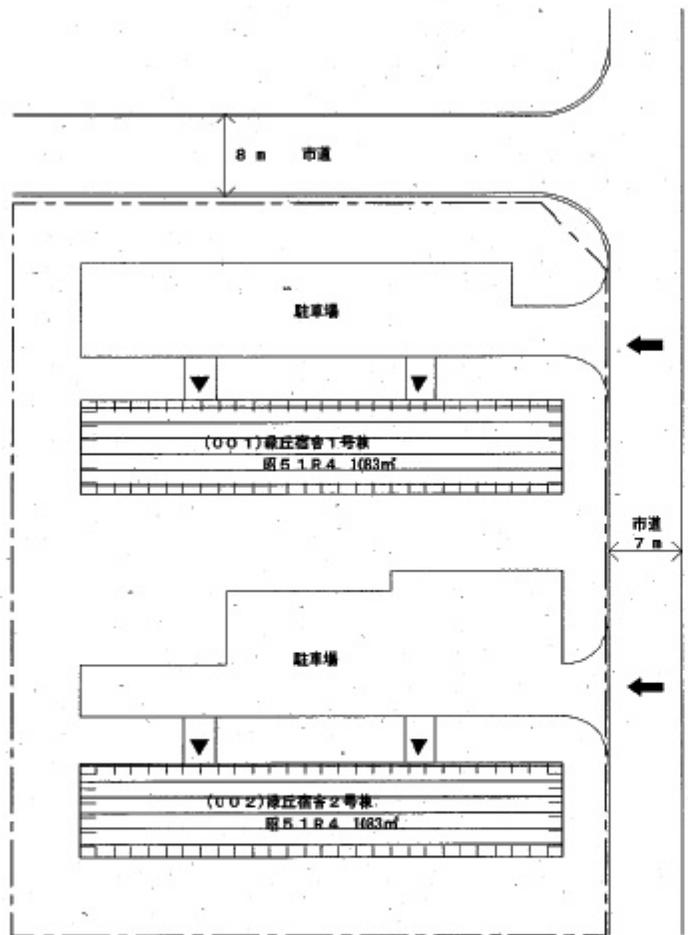


筑面団地 配置図 SCALE= 1 : 2,000

案内図

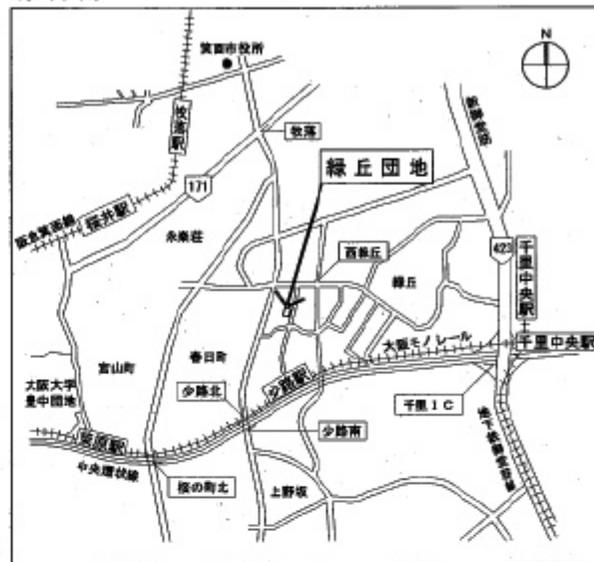


- (該当なし) : 定期報告対象建物(特定建築物)を示す。
- (該当なし) : 定期報告対象建物(建築設備)を示す。
- : 定期報告対象建物(防火設備)を示す。
- (該当なし) : 定期報告対象建物(特定建築物)を示す。



(合同書書)

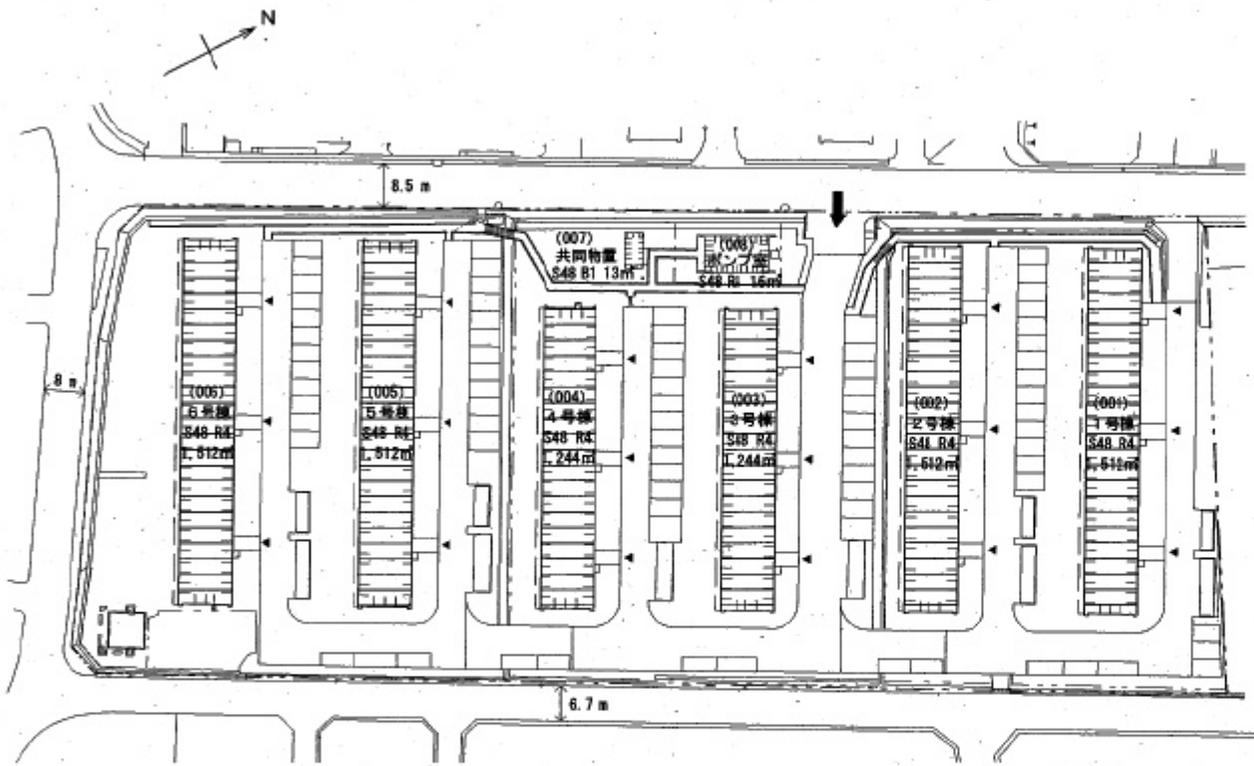
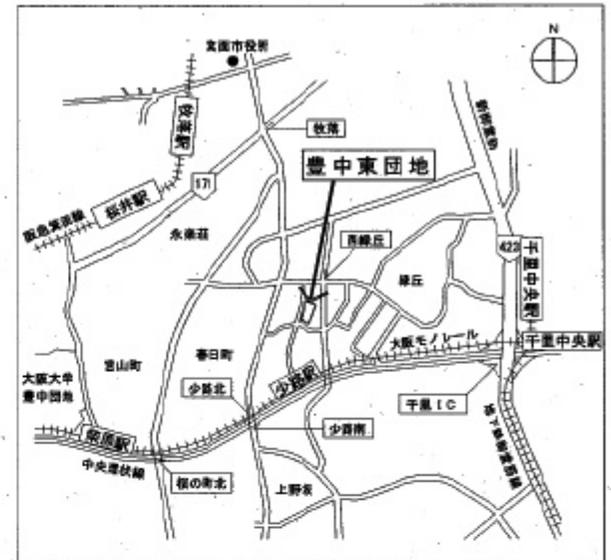
案内図



緑丘団地配置図 S = 1 / 500

- : 定期報告対象建物(特定建築物)を示す。
(該当なし)
- : 定期報告対象建物(建築設備)を示す。
(該当なし)
- : 定期報告対象建物(防火設備)を示す。
(該当なし)
- : 特殊建築物外壁診断調査を示す。
(該当なし)

案内図



豊中東団地配置図 S=1/1,000

- : 定期報告対象建物(特定建築物)を示す。
(該当なし)
- : 定期報告対象建物(建築設備)を示す。
(該当なし)
- : 定期報告対象建物(防火設備)を示す。
(該当なし)
- : 特殊建築物外壁診断調査を示す。
(該当なし)

案内図



12 m



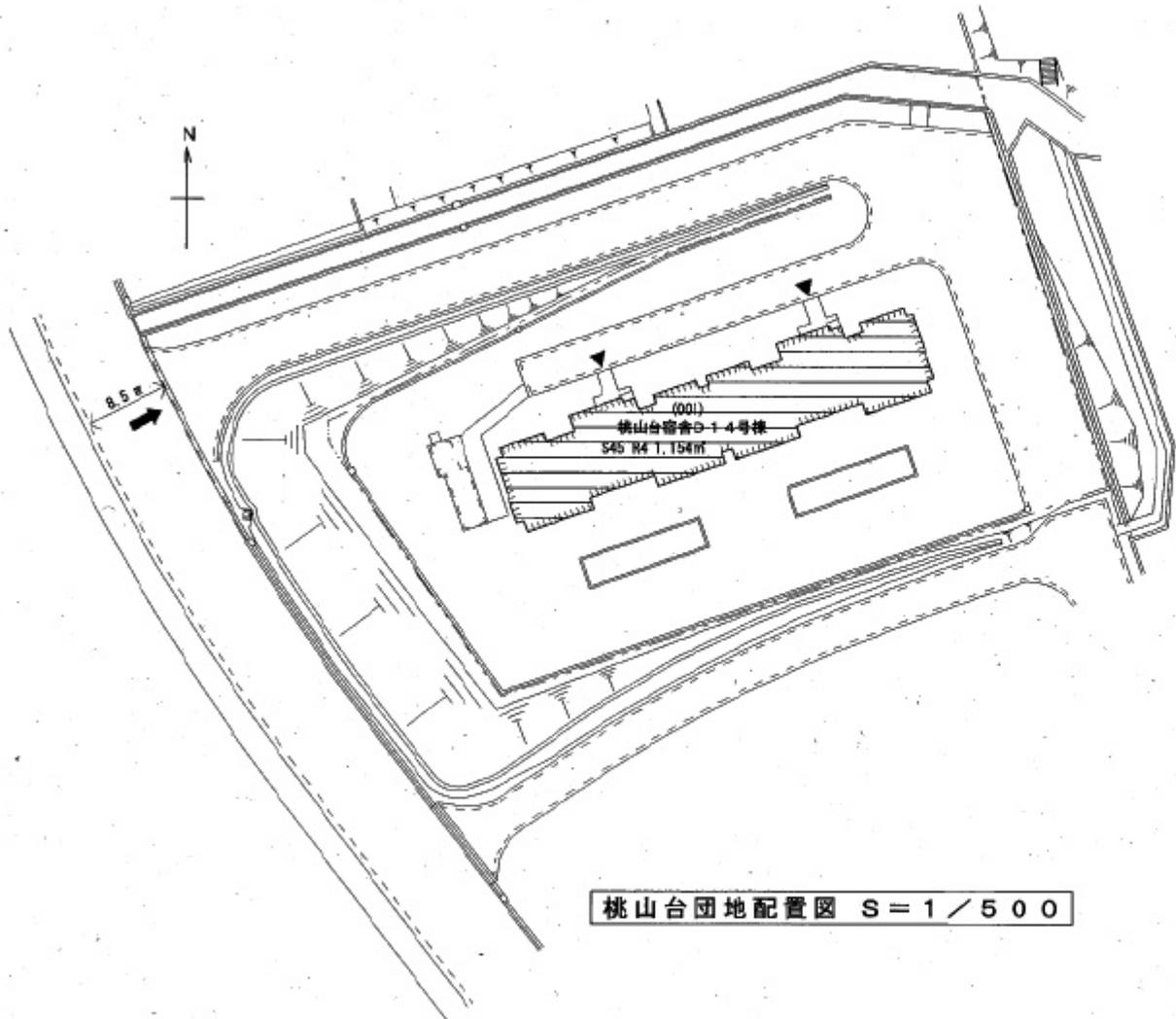
(002) ポンプ室
S60 R1 11m²

(001) 箕面宿舎1号棟
S60 R5 1,582m²

小野原1団地配置図 S=1/50

- : 定期報告対象建物(特定建築物)を示す。
(該当なし)
- : 定期報告対象建物(建築設備)を示す。
(該当なし)
- : 定期報告対象建物(防火設備)を示す。
(該当なし)
- : 特殊建築物外壁診断調査を示す。
(該当なし)

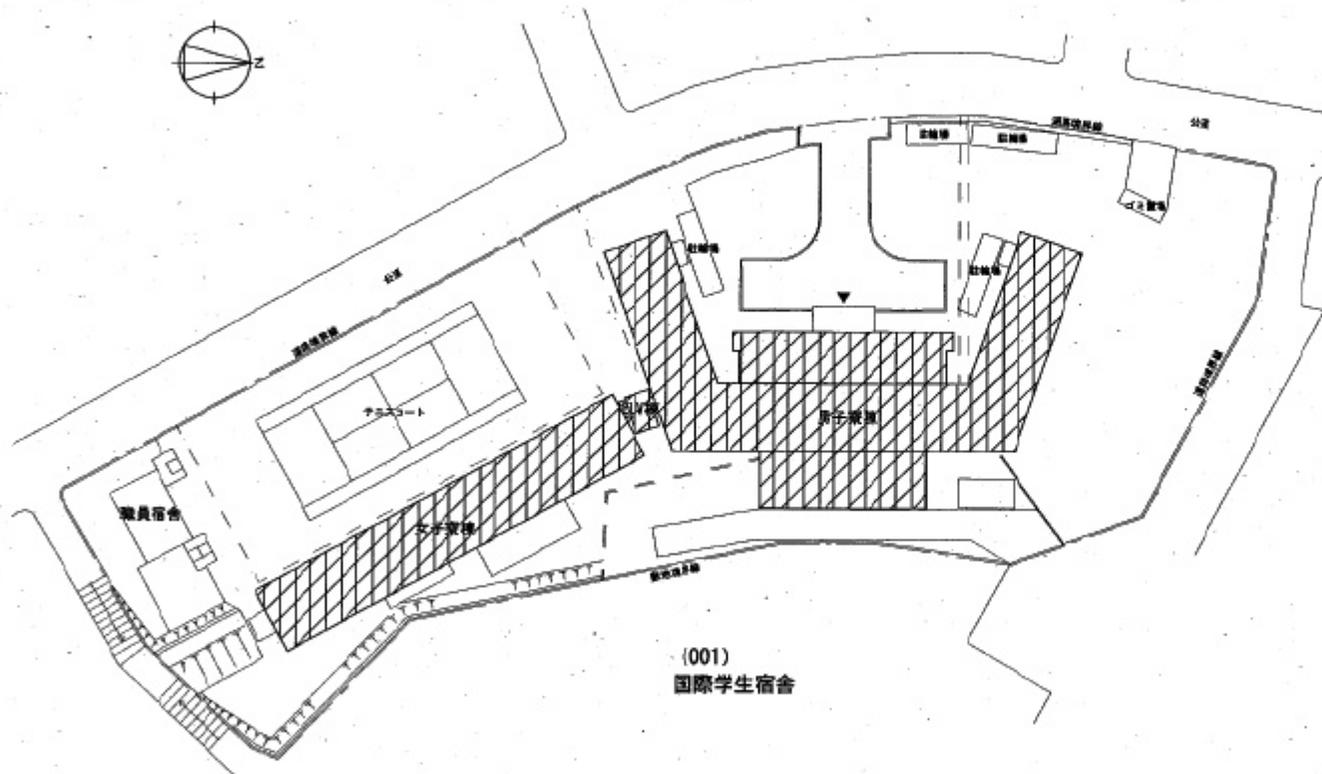
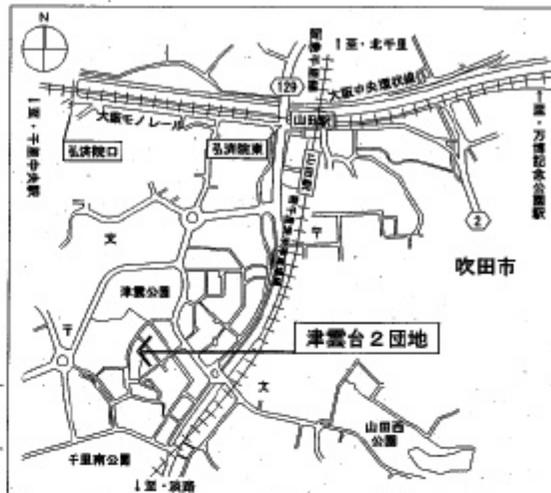
案内図



桃山台団地配置図 S=1/500

-  : 定期報告対象建物(特定建築物)を示す。
(該当なし)
-  : 定期報告対象建物(建築設備)を示す。
(該当なし)
-  : 定期報告対象建物(防火設備)を示す。
(該当なし)
-  : 特殊建築物外壁診断調査を示す。
(該当なし)

案内図



津雲台2団地配置図 S = 1 / 500

- (該当なし) : 定期報告対象建物(特定建築物)を示す。
- : 定期報告対象建物(建築設備)を示す。
- : 定期報告対象建物(防火設備)を示す。
- (該当なし) : 建築物外壁診断調査を示す。

第2号様式

見 積 書

調達件名：大阪大学特定建築物等定期報告業務

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた設計業務委託契約要項を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

業務委託契約書（案）

業 務 名 大阪大学特定建築物等定期報告業務

委託報酬の額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託報酬の額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 田中 学 と 受注者 との間において、上記の業務について、上記の委託報酬の額で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

第1条 受注者は、別冊の業務委託仕様書に従い、業務を完了するものとする。

第2条 業務は、吹田市山田丘1番1号（国立大学法人大阪大学吹田団地構内）他（詳細は業務委託仕様書を参照）において実施するものとする。

第3条 業務の着手時期は、令和 年 月 日とする。

第4条 業務の完了期限は、令和7年2月28日とする。

第5条 受注者は発注者に対し、業務完了通知書を国立大法人大阪大学新館設備企画課新館設備管理係に送付する方法で交付するものとする。

第6条 委託報酬は、1回に支払うものとする。

第7条 委託報酬は、業務の完了確認及び成果物の引渡し後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 委託報酬の請求書は、国立大学法人大阪大学新館設備企画課新館設備管理係に送付するものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 この契約についての一般的約定事項は、別添の請負業務委託契約要項によるものとする。

第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の判決により、これを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者と受注者が、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し当事者各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者
吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 田中 学

受注者